

雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

日常職場編シリーズ第12回
「ハラスメント相談窓口」

ハラスメント相談窓口

誰に相談すればいいのでしょうか？

Q 私は事務の一般職です。ふだん弊社の社長から「セクハラとパワハラ」を受けていると感じているのですが、「直属上司は社長の言いなり」ですし、まさか、当事者の社長に対して相談することはできません…。こういった状況のとき、いったい誰に相談したらいいのでしょうか？



A 会社には相談窓口の設置が義務付けられています。自社の窓口がどこかを確認し、その窓口担当者に相談すべきです。

ハラスメント相談窓口

【ハラスメント相談窓口】
～会社は相談窓口の設置が必要です。担当はなるべく男女別々が望ましく、場合によっては社労士、弁護士となっていることもあります。

窓口開設案内例⇒

* 不明、いない場合
⇒雇用クリーンプランナーへ

令和 年 月 日

ハラスメント【相談窓口】 開設のお知らせ

労働施策総合推進法にもとづき、パワーハラスメント防止義務化が我が社でも求められるようになっていきます。そこでパワーハラスメントを含むハラスメント全般を対象とした【相談窓口】を開設致しましたので、みなさんにお知らせいたします。

この相談窓口は、例えば、「(上司等から) 確実に無理と思われるような業務をこなすように命じられて困っている」とか、「無理やり食事に誘われて困っている」など、職場環境や業務指導についての疑問やお悩みがあった際にご利用いただければと思います。

何か気になることがありましたら、「相談窓口」までお問い合わせください。なお、説明を求めたことを理由とした不利益な取扱いを行うことはありませんので、安心してご相談ください。

〈ハラスメント相談窓口担当者〉

部署名	担当者職氏名	連絡先
男性		()
メール	@	
部署名	担当者職氏名	連絡先
女性		()
メール	@	

ハラスメント編～事前予防の具体例